



NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788
TEL : 03-6302-1919 FAX : 03-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN
Phone : 81-3-6302-1919 Fax : 81-3-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

ロシアのウクライナ侵攻に関する要請文

内閣総理大臣 岸田文雄 様

去る2月24日、それまで国境周辺を包囲するように終結していたロシア軍が突然、ウクライナ侵攻を開始しました。この国連憲章（第2条4項 武力による威嚇または武力の行使を慎むこと）を蹂躪する暴虐は、決して許されるものではなく、このウクライナ侵攻についてロシアのウラジミール・プーチン大統領はその責任を問われなければなりません。この許しがたい攻撃により、これまでに数多くの女性や子どもたちを含む1,000人を超るともいわれるウクライナの民間人が犠牲者となり、人々が戦火に呑み込まれる悲劇が止みません。また、300万をこえる人々が、住む家と共に暮らす街を失い、難民として他国に避難を強いられています。

私たちキリスト者は、この理不尽極まりない侵攻が一日も早く止み、避難民のいのちが守られるように、ウクライナの平和のための祈りと人道的支援に携わっています。

永久戦争放棄を謳う日本国憲法第9条は、日本と世界にとって平和の道しるべであります。この21世紀における暗澹とした激動の世界情勢、さらにこの度のウクライナ戦争の事態を迎えるにあたり、この憲法第9条は、時代にそぐわぬものとして問い直されるどころか、その精神は、今こそこれまで以上に、人間と国家の相互不信と敵意を克服する道として世界に発信されなければなりません。そしてこの第9条の精神に基づく叡知を結集して、日本政府をはじめ、国連と世界は、この度のウクライナ戦争の終結の道を切り開く外交的な方策を模索し提言していくべきです。また、この第9条の理念と表裏をなす隣人愛の精神に従い、政府も市民社会も共に国際的な協力と連携のネットワークを確立して、他国に逃れたウクライナ難民への物心両面の支援に取り組まねばなりません。さらに日本も他の国々と同様に、ウクライナの戦火を逃れ、保護を求める人々を難民として温かく受け入れ保護する一方、戦火の現地に今も息をひそめ避難するウクライナ国民への人道的救援活動に携わることが求められます。

世界が今、ウクライナの人々のいのちに熱いまなざしを向け、その保護のために祈りをささげ、その主権と独立を守ろうとするウクライナ国民のたたかいを支持し、擁護しています。ウクライナをはじめとする世界に平和が回復されるために、今こそその真価と意義を輝かすべき日本国憲法第9条の精神に立脚した平和外交と人道支援の政策を、岸田首相が力強く押し進めてくださいますように、私たちは、こころよりここに要請する次第であります。

2022年3月23日

日本キリスト教協議会
総幹事 金性済
東アジアの和解と平和委員会委員長 飯塚拓也